

日本人の配偶者に対する短期滞在査証の申請手続きについて

この査証申請は、国外において日本人配偶者と同居しているすべての外国籍配偶者に対する短期滞在（90日以内）を前提とする入国査証申請となります。なお、長期滞在（90日以上）を前提とする入国査証申請手続きについては、日本人配偶者査証の申請手続きをご覧ください。

申請条件

一次、二次査証

- ① 法律上の婚姻関係があり、原則として配偶者（日本人）と同居していること。

数次査証

- ① 本邦への出入国が1回以上確認できること。
- ② 配偶者（日本人）と現に同居していること。
- ③ 婚姻期間が1年以上経過していること。

査証申請に必要な書類

留意事項

- ・ チェックリストに従って書類を揃えてください。
- ・ A4サイズの用紙以外は使用しないでください。
- ・ 各申請ごとに申請書類を分けてください。
- ・ コピーは事前に準備してください。大使館にはコピーサービスはありません。提出された書類は返却できません。
- ・ ホチキス、クリップなどは使用しないでください。
- ・ 代理人が申請に来る場合は委任状が必要です。代理人となることができるのは、親族のみです。
- ・ 個別の事情によって追加で書類を求める場合があります。

<CHECK LIST>

申請人が準備する書類

☐	旅券（原本）
☐	査証申請書（原本） ・ すべての項目が記載されていること（該当がない項目は、「該当なし」又は「N/A」と記載してください）。 ・ 必要事項の記載、裏面自己申告欄のチェックし、申請人本人直筆による日付及び署名がされていること。 ・ ロシア及びNIS諸国国籍は2部提出すること。
☐	写真（原本） ・ カラー写真、サイズは4.5cmx3.5cmで6ヶ月以内に撮影されたものであること。 ・ 査証申請書にのり付けされていること。 ・ 正面、無帽、眼鏡無、無修正、無背景で鮮明なものであること。また、表情が笑顔にならないなど、証明写真に適したものであること。 ・ A4サイズでプリントアウトしたものは受け付けられない。 ・ ロシア及びNIS諸国国籍は2部提出すること。
☐	シンガポール政府発行のIDカード（コピー） ・ 表裏両面、縮小、加工せず鮮明なものであること。 ・ Digital Long-Term Passは、QRコードとともに印刷すること。 ・ 渡航期間が付与されているパスの有効期限内であること。 ・ IDカードを更新中の場合は、MOM発行のIPA (In-Principle Approval Letter) のコピーを提出すること。
☐	QRコード画面のプリントアウト ・ カード本体に有効期限の記載がなく、QRコードがある場合は、カードのコピーと合わせてSGWorkPassアプリを使ってQRコードをスキャンし、個人情報のページ（ステータス、発行日、有効期限などがわかるページ）をプリントアウトしたものを提出すること。また、申請前5日以内にプリントアウトしたものであること。
☐	数次査証を希望する場合 理由書（数次査証を希望する理由を具体的に明記したもの、フォーマット自由）（原本） ※数次査証申請には、戸籍謄本（発行から3ヶ月以内）の提出が必須です。

配偶者（日本人）が準備する書類

☐	旅券（コピー）
☐	シンガポール政府発行のIDカード（コピー） ・ 表裏両面、縮小、加工せず鮮明なものであること。 ・ Digital Long-Term Passは、QRコードとともに印刷すること。 ・ 渡航期間が付与されているパスの有効期限内であること。 ・ IDカードを更新中の場合は、MOM発行のIPA (In-Principle Approval Letter) のコピーを提出すること。
☐	QRコード画面のプリントアウト ・ カード本体に有効期限の記載がなく、QRコードがある場合は、カードのコピーと合わせてSGWorkPassアプリを使ってQRコードをスキャンし、個人情報のページ（ステータス、発行日、有効期限などがわかるページ）をプリントアウトしたものを提出すること。また、申請前5日以内にプリントアウトしたものであること。

☐	戸籍謄本(数次の場合は必須)又は申請人国籍国の婚姻証明書及び翻訳 ・戸籍謄本の場合は、発行から3月以内のものあること。 ・婚姻証明書が現地語の場合は、英語又は日本語の翻訳を提出すること(申請者または配偶者による翻訳可)。
渡航費用を保証する者(申請人又は配偶者)が準備する書類	
☐	在職証明書(原本)又はACRAに登録された会社登録簿(コピー) ・在職証明書は発行から1月以内のもので、発行日、肩書、給与額、雇用開始日等が記載されていること(詳細はサンプル参照)。 ・会社登録簿は3月以内のものであること。
☐	Income Tax Notice of Assesment(コピー)又は預金通帳、Eステートメント(コピー) ・Income Tax Notice of Assessment はIRAS発行のもの(前年の年収が明記されているもの) ・預金通帳及びEステートメントは、口座名義人が記載されているもので、直近2月分の取引内容と残高が記載されていること。
☐	代理人による申請の場合 委任状(原本) ・申請代理人は親族のみ。 ・親族証明書(出生証明書、婚姻証明書など)及び代理人のIDカードを持参すること。